

意見書案第 3 号

令和 6 年 1 0 月 1 日提出

提出者 松山市議会議員 小 崎 愛 子

田 淵 紀 子

杉 村 千 栄

令和 6 年 1 0 月 1 日 否決

訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について

訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を次のとおり提出する。

記

訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

「訪問介護事業者がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に一度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りや不安の声が広がっている。身体介護、生活援助などの訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスである。このままでは、在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねない。

厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを上げているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れている。

訪問介護は特に人手不足が深刻である。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回る。ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で15.5倍と異常な高水準である。厚生労働省は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護従事者の処遇改善加算でカバーできるとしているが、既に

加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。今回の介護報酬改定では、介護従事者の処遇改善のため、0.98%引き上げるとしている。これにより厚生労働省は、職員のベースアップを2024年度に月約7,500円、2025年度に月約6,000円と見込んでいる。しかし、財源の根拠が不明確で、ベースアップが確実に実行される根拠はない。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけである。保険料を払っても必要な介護が受けられなくなる事態は何としても避けなければならない。

以上の趣旨から、下記事項が実現されるよう強く要請する。

記

訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣